

(転貸の取扱い)

- 15 事業者が、資産の貸付けを行っている場合において、当該貸付けに係る資産が、当該事業者が他の者から借り受けているものであるときは、事業者が当該貸付けに係る資産を取得したものであることから、改正令附則第4条第6項《資産の貸付けの税率等に関する経過措置の要件》に規定する要件に該当せず、改正法附則第5条第4項第3号《資産の貸付けの税率等に関する経過措置の要件》の規定に該当しないこととなる。

したがって、他の者から資産を借り受け、当該資産の貸付けを行ういわゆる転貸について、同項の規定が適用されるのは、同項第1号及び第2号に掲げる要件に該当する場合に限られることに留意する。